

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景

- ・本市では、行政（市）、事業者及び市民のすべてが、環境の問題を自らの課題として認識し、それぞれの責任のもとに相互に連携しながら役割を果たしていくことにより、環境への負荷を低減するとともに、循環を基調とした持続的発展が可能な社会をつくるため、平成 24(2012)年に「天理市環境基本条例」を施行しました。
- ・天理市環境基本条例では、環境の保全と創造についての基本理念を定め、市、事業者及び市民は、それぞれの責務を果たすとともに、協働して環境の保全と創造に関する施策に自主的かつ積極的に協力しなければならないことが示されています。
- ・平成 26（2014）年には、天理市環境基本条例に基づいて「天理市環境基本計画」を策定し、計画に基づいて、市民・事業者・行政（市）が協働して様々な環境課題に取り組んできました。
- ・しかし計画策定から 10 年が経過し、地球温暖化問題や生物多様性に関わる問題、プラスチックによる海洋汚染など、環境をとりまく状況が変化し、より深刻化しています。
- ・国が令和 6（2024）年に策定した第六次環境基本計画では、「人類の活動は、地球の環境収容力を超えつつある」こと、「人類は深刻な環境危機に直面している」ことを強く訴えかけています。
- ・そして、こうした危機的な状況を打開するためには、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムを構築すること」、「『自然資本』を維持・回復・充実させて『自然資本』の持続的な活用を図り、自然の恵みを継続的に享受して高い生活の質（ウェルビーイング）を実現すること」、「地域資源を活用して環境・経済・社会の統合的向上を実装、実現していくこと」などの重要性を示しています。
- ・本市においても、地球規模の環境危機を打開するとともに、天理の豊かな自然環境と歴史文化を将来世代に引き継いでいくために、これらを実現するための施策を総合的・計画的に推進する新たな枠組みとして天理市環境基本計画を改定します。
- ・改定する天理市環境基本計画では、今後 10 年間の行政（市）の施策を規定するとともに、環境危機の打開のためには市民や事業者と協働することが不可欠であることから、本計画では市民や事業者に期待される役割と取組についても明らかにしていきます。

2. 環境をとりまく状況の変化

(1) 地球温暖化の進行

- IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が 2023 年 3 月に公表した報告書では、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がないことや、継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらす、短期のうちに世界の平均気温の上昇が 1.5℃に達するとの厳しい見通しが示されました。
- 2023 年の世界の年平均気温は、観測史上最も高く、産業革命以前の 1850～1900 年の平均と比較して 1.45℃高くなったと世界気象機関（WMO）は報告しています。気温の上昇に伴い、海洋温暖化の進行や氷河・氷床の融解による平均海面の上昇なども観測されており、人々の生活に大きな影響を及ぼしています。今後、地球温暖化の進行により、こうした異常気象が将来は頻繁に発生したり深刻化したりすることが懸念されています。このため、温室効果ガス排出を削減する「緩和策」とともに、変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑える「適応策」も不可欠となっています。

(2) カーボンニュートラル～脱炭素社会の実現に向けて

- 国際社会では、2015 年に地球温暖化問題の解決に向けたパリ協定が採択され、世界各国が世界共通の長期目標として、世界的な平均気温の上昇を工業化以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することや、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成することなどを合意しました。
- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が 2018 年に公表した「1.5℃特別報告書」では、1.5℃と 2℃の地球温暖化の間には、平均気温の上昇や、強い降水現象の増加、一部の地域における干ばつの確率の上昇などに明らかな違いがあることなどが示されています。さらに、2021 年に開催された COP26（国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議）では、気候変動の影響は、1.5℃の気温上昇の方が 2℃の気温上昇に比べてはるかに小さいことを認め、気温上昇を 1.5℃に制限するための努力を継続することが決定されています。
- 世界全体の平均気温の上昇を 1.5℃に抑えるために世界中で取組が進められており、120 以上の国と地域が「2050 年カーボンニュートラル」という目標を掲げています。
- カーボンニュートラルとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「人為的な排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。
- 日本では、令和 2（2020）年 10 月に 2050 年カーボンニュートラル、すなわち脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。令和 3（2021）年 4 月には、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減とし、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表されました。

(3) 自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現に向けて～生物多様性の維持・向上

- 人間活動の影響により、過去 50 年間の地球上の生物種の絶滅は、過去 1,000 万年平均の少なくとも数十倍～数百倍の速度で進んでいます。適切な対策を講じなければ、今後更に加速するとされています。
- 日本では、農地や森林、干潟等の減少により、生態系の規模や質の低下が継続しています。また、農地や水路・ため池、農用林等の利用が減り、里地里山などの人間の働きかけを通じて形成されてきた自然環境も喪失・劣化して、その環境に生息・生育する生物の種類や個体数が減少傾向にあります。
- 私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによ

って支えられており、生物多様性は私たちの生存にも大きな関わりを持っています。

- 国際社会や国では、これまで目標としてきた生物多様性の損失を止めることから一歩前進させ、損失を止めるだけではなく回復に転じさせるという強い決意を込めた「自然再興（ネイチャーポジティブ）」という考え方の下で、様々な取組が始まっています。

(4)循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行に向けて～持続可能な社会の必要性

- 人間活動に伴う地球環境の悪化は深刻化し、地球の生命維持システムは存続の危機に瀕しているといわれています。
- 持続可能な社会としていくためには、大量生産・大量消費・大量廃棄といった一方通行型の経済社会活動から、資源を循環的に利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行が不可欠です。
- 循環経済（サーキュラーエコノミー）は、従来の 3R の取組に加え、資産投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化（製品販売だけでなく、製品の利用を通じて付加価値を生み出すこと）等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すものです。

(5)SDGs 目標の達成に向けて

- 2015 年 9 月の国連サミットにおいて採択された SDGs（持続可能な開発目標）は、2030 年までに地球上の「誰一人取り残さない」社会を実現するための国際社会共通の目標です。
- SDGs は、2030 年までに達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、経済、社会、環境の 3 つの側面を統合的に解決することを目指しています。これら 17 のゴールは相互に関連しており、複数の課題を同時に解決することを目指しています。
- また、一つの行動によって、経済、社会、環境の複数の側面に利益を生み出すマルチベネフィットを目指しています。
- 本計画においてもこれらの理念を踏まえた取組を推進する必要があります。

(6)国の第六次環境基本計画

- 国が令和 6（2024）年に策定した第六次環境基本計画では、人類の存続基盤である環境・自然資本の安定性を脅かす状況が深刻化していることを指摘し、この状況は、環境、経済、社会の 3 つの側面が複雑に絡み合った現代社会のシステムが招いたものであると分析しています。
- その上で、健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、環境収容力の範囲内で経済社会活動が営まれ、さらには良好な環境が創出されるようにしていく必要があることが強調されています。
- 持続可能な社会を実現するためには、環境、経済、社会の 3 つの側面を統合的に向上させることが必要であり、そのためには、経済社会システムに適切な環境配慮と環境が改善されていく仕組み（具体的には、計画段階からの環境配慮の徹底、環境価値の市場における適切な評価など）が組み込まれる必要があることが指摘されています。これらの取組を通して、最終的には「高い生活の質（ウェルビーイング）」につながる循環共生型の社会を目指していく必要があることを訴えています。

「高い生活の質（ウェルビーイング）」とは？

「高い生活の質（ウェルビーイング）」とは、環境保全と、それを通じた、現在および将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、経済厚生の上昇を意味する考え方です。

「高い生活の質（ウェルビーイング）」を実現するためには、物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさや持続可能な生活も重視し、地球の環境収容力を守りながら、人と自然が共生する社会を目指すことが大切です。

具体的には、コミュニティの充実、心の豊かさや質の向上、将来の自分や将来世代へ配慮した持続可能な生活スタイルの実践などが挙げられます。

特別なことをする必要はなく、日常生活の中で少しの配慮をみんなで取り組むことにより、未来は大きく変わり「高い生活の質（ウェルビーイング）」の実現につながります。



（参考：環境省 第六次環境基本計画）

地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）

人間活動による地球への様々な影響を評価する方法として、地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）という考え方があります。

地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）は、人間活動が地球環境に与える影響の許容範囲を示したもので、9つの項目で構成されています。この境界を超えると、地球環境は回復不可能なダメージを受け、人間社会の存続にも影響が出るとされています。

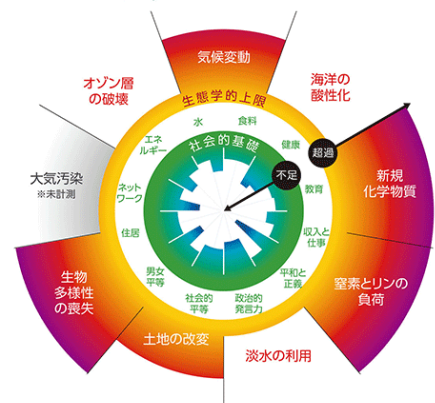
一方、ソーシャル・バウンダリーは、水、食料、医療、住居、エネルギー、教育など、人間が生きていくために必要な社会的なニーズを満たすための最低限の基準を示したものです。

「ドーナツ内での生活」とは、この2つの境界線の間の領域を指します。これは、人間が地球環境に負荷をかけずに、必要な社会的なニーズを満たしながら生活できる空間です。

人間活動が「ドーナツ内での生活」に収まるような持続可能な経済社会となるためには、環境・経済・社会の統合的向上を進めて、カーボンニュートラル・循環経済（サーキュラーエコノミー）・自然再興（ネイチャーポジティブ）の同時達成を実現させる必要があります。

（参考：環境省 令和5年版 環境・循環型社会・生物多様性白書）

図 1-1-2 「ドーナツ内での生活」（プラネタリー・バウンダリーとソーシャル・バウンダリー）



注：Kate Raworth 「Doughnut Economics」(2017) に基づく。
資料：ローマクラブ Sandrine Dixon-Declève ほか「Earth for All: A SURVIVAL GUIDE for Humanity」より環境省作成

3. 基本理念

本計画は、「天理市環境基本条例」（平成 24（2012）年 4 月）の規定に基づき策定することから、同条例第 3 条の基本理念を共有します。天理市環境基本条例の基本理念は次のように定められています。

「天理市環境基本条例」第 3 条 基本理念

- 1 環境の保全と創造は、すべての市民が健全で豊かな環境の恵みを享受するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全と創造は、すべての者が、それぞれの立場に応じた役割分担の下に、環境への負荷をできる限り低減すること及び持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として、行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、地域の環境と深くかかわっていることを認識して、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

4. 計画策定の基本的な視点

環境をとりまく状況の変化、天理市環境基本条例の基本理念を踏まえ、本計画は、次の事項を基本的な視点として策定します。

(1)健全で豊かな環境の恵みの保全と継承

豊かな自然環境や数多くの歴史的文化遺産、先人から伝えられてきた誇りある地域文化など、恵まれた環境を適正に守り育むとともに、その恵みを後世にわたって継承します。

(2)環境への負荷の低減

大気環境・水環境など、良好な環境を確保するため、あらゆる場において、環境への負荷を極力抑制し、豊かな自然を生かし、潤いの感じられる、本市にふさわしい生活環境を創造します。

(3)地球環境保全に向けた取組の推進

地球環境問題は、市民一人ひとりの日常生活や普段の事業活動と深い関わりがあることから、地域の環境問題と地球環境問題を一つのものと考え、市民（市民団体を含む）、事業者、行政（市）の各主体が、環境への関わりを認識し、参画・協働して、自主的・積極的な行動を通じて、地球環境問題の解決に貢献します。

また、観光で訪れる人々や本市で働き、学ぶ人々など一時的に滞在する来訪者に対しても市域で実施する取組への協力を求めています。

5. 計画の目的と計画の策定方針

近年の地球温暖化をはじめとする環境問題の多くは、私たちの日常生活や普段の事業活動が要因となっているため、環境問題を解決するには、市民、事業者、行政（市）のすべての主体が参画・協働により環境の保全と創造に取り組む必要があります。

このため、本計画は、すべての主体が協力して、環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策を計画的に推進していくことを目的とします。

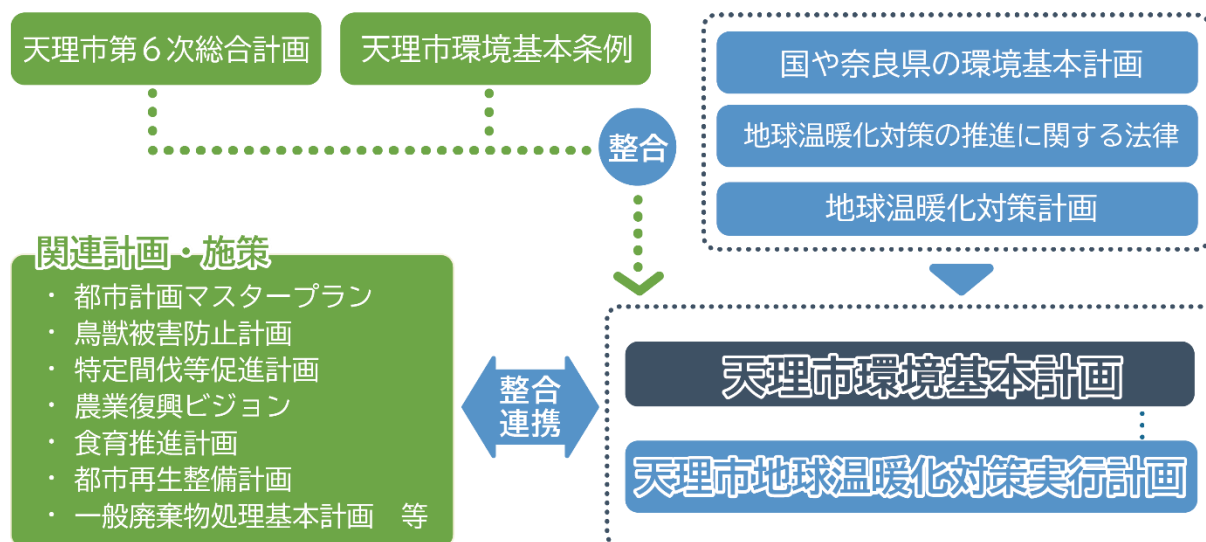
本計画は、以下の点について、調整・検討を図りながら策定します。

- 1 長期展望に立ち本市の望ましい環境像と、それを実現するための環境目標を定める。
- 2 環境目標を達成するための基本的な施策の展開方向を示す。
- 3 各種の事業計画などと環境面での整合を図る。
- 4 市民、事業者、行政（市）の役割と主な取組を示し、各主体の協働のもとで計画を進める。

6. 計画の位置づけ

本計画は、環境基本計画の策定について定めた「天理市環境基本条例」第9条に基づく計画です。

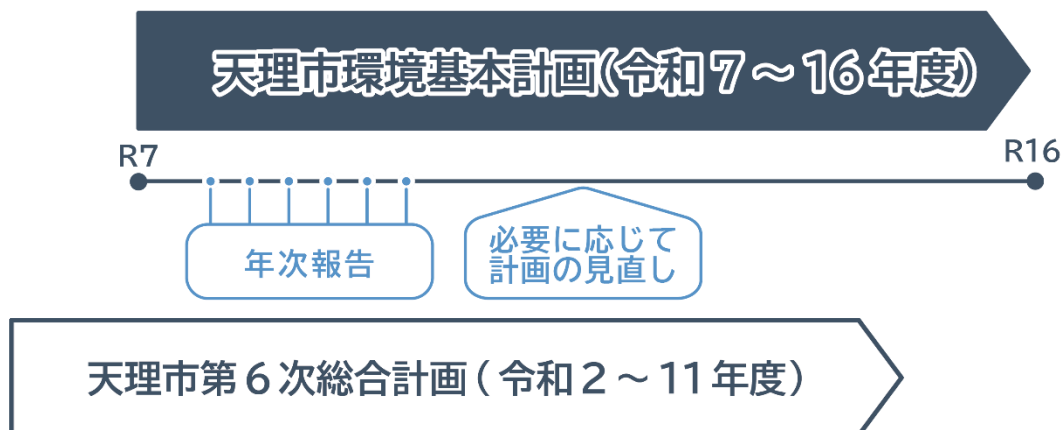
また、本計画は、国・県の環境基本計画の内容を考慮しつつ、「天理市第6次総合計画」をはじめ、その他の関連計画と整合を図りながら、市民、事業者、行政（市）が協働して、良好な環境を次世代に引き継ぐ取組を展開します。



7. 計画の期間

本計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度までの 10 年間とします。ただし、今後の環境の状況や社会経済状況の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、市域全体の温室効果ガスの削減計画（区域施策編）については、国や奈良県の取組と整合を図るため、基準年度を平成 25（2013）年度、目標年度を令和 12（2030）年度とします。



8. 計画の主体と役割

本計画は、行政（市）、事業者、市民の責務を定めた「天理市環境基本条例」第 4～6 条に基づき、市民（市民団体を含む）、事業者、行政（市）、さらには市内に來訪するすべての人や事業者を対象とします。

各主体は、互いに連携・協力し、一体となって本計画の目標の達成に向けて協力していくことが必要です。



9. 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

ただし、市域を越えて広域的または流域的に取り組む必要性がある事項（大気、水、森林をはじめ地球環境に関わる問題など）については、関係自治体、奈良県および国とも連携を図り取り組んでいきます。

10. 計画の対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、市域で各主体が取り組むことができる環境分野として、自然環境、生活環境、循環型社会、地球環境の4つの側面から環境の範囲を設定します。

また、環境を維持向上させるために必要となる環境教育や協働についても計画の対象とします。

環境分野	構成要素
自然環境分野	森林、農地、河川、動植物、緑化
生活環境分野	大気、水質、騒音・振動、悪臭、有害物質
循環型社会分野	廃棄物の発生抑制、資源の有効利用、不法投棄防止
地球環境分野	再生可能エネルギー、省エネ、低炭素まちづくり、移動・輸送時の排出削減、ライフスタイルや事業活動の転換、災害リスク等の低減、森林の保全や緑化（再掲）、廃棄物の発生抑制（再掲）